

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 柳村 一

1 日時

令和7年12月24日（水曜日）

午後1時42分開会、午後2時52分散会

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

柳村一委員長、村上秀紀副委員長、千葉伝委員、川村伸浩委員、軽石義則委員、千葉秀幸委員、ハクセル美穂子委員、田中辰也委員

4 欠席委員

木村幸弘委員

5 事務局職員

高橋担当書記、古澤担当書記、工藤併任書記、佐々木併任書記、佐藤併任書記、金併任書記

6 説明のため出席した者

（1）商工労働観光部

箱石商工労働観光部長、橋場副部長兼商工企画室長、
下川定住推進・雇用労働室長、小野ものづくり自動車産業振興室長、
畠山観光・プロモーション室長、齋藤商工企画室企画課長、
菅原経営支援課総括課長、田澤産業経済交流課総括課長、
中村産業経済交流課地域産業課長、小野寺定住推進・雇用労働室雇用推進課長、
菅原定住推進・雇用労働室労働課長、
加藤観光・プロモーション室プロモーション課長

（2）県土整備部

上澤県土整備部長、岩崎技監兼河川港湾担当技監、
加藤副部長兼県土整備企画室長、小野寺道路担当技監、
小野寺まちづくり担当技監、佐々木技術参事兼河川課総括課長、
石川県土整備企画室企画課長、阿部県土整備企画室用地課長、
久保田建設技術振興課総括課長、吉田建設技術振興課技術企画指導課長、
高瀬道路建設課総括課長、澤田道路環境課総括課長、
菊地河川課流域治水課長、君成田砂防災害課総括課長、千葉都市計画課総括課長、
佐々木下水環境課総括課長、刈谷建築住宅課総括課長、伊藤港湾空港課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算(第5号)

第1条第2項第1表中

歳出 第7款 商工費

第2条第2表中

第7款 商工費

(2) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算(第5号)

第1条第2項第1表中

歳出 第8款 土木費

第2条第2表中

第8款 土木費

第3条第3表中

1 追加中 2

2 変更中 2

イ 議案第6号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

ウ 議案第7号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて

9 議事の内容

○柳村一委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

木村幸弘委員は、療養のため欠席とのことですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算(第5号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第7款商工費、第2条第2表繰越明許費補正中、第7款商工費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○橋場副部長兼商工企画室長 議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算(第5号)のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案(その1)の8ページをごらん願います。当部関係の歳出補正予算は、7款商工費

の9億4,365万3,000円の増額であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げは省略し、主な内容のみ御説明させていただきますので、御了承願います。

初めに、予算に関する説明書の35ページをごらん願います。7款商工費、1項商工業費の1目商工業総務費の説明欄、運輸事業者運行支援緊急対策費は、トラック事業者に対して燃料費高騰の影響を緩和し、貨物輸送の安全で安定した運行の維持を支援するため、車両1台当たり1万6,000円を支給しようとするものであります。

次に、2目中小企業振興費の説明欄について、上から順に御説明申し上げます。特別高圧電力利用中小企業者電力料金支援金は、特別高圧電力を利用している中小企業者等の電気料金高騰による負担を軽減するため、令和8年1月から2月の使用量1キロワットアワー当たり2.3円、同年3月の使用量1キロワットアワー当たり0.8円の支援金を支給しようとするものであります。

中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助は、適切かつ円滑な価格転嫁や賃上げに取り組む中小企業者等を支援するため、生産性向上に向けた設備投資やデジタル化等に要する経費に対し、補助しようとするものであります。

中小企業者等物価高騰・価格転嫁支援事業費補助は、県内中小企業者等が物価高騰対策や適切な価格転嫁等に向けて行う取り組みを支援するため、商工指導団体等に対して、専門家派遣に要する経費について補助しようとするものであります。

中小企業者等経営改善支援事業費補助は、県内中小企業者等が経営改善等に向けて行う取り組みを支援するため、岩手県信用保証協会に対して専門家派遣に要する経費について補助しようとするものであります。

県産酒米安定確保支援事業費補助は、県内清酒製造業者に対して、酒造用原料米の価格高騰の影響を緩和し、生産計画に沿った安定的な原料米の確保を支援するため、令和7年産県産原料米の仕入れ経費高騰分の一部を補助しようとするものであります。

水産加工業原材料調達円滑化対策事業費は、県内水産加工業者に対して、原材料価格高騰等の影響を緩和し、安定的な原材料調達を支援するため、令和7年度仕入れ経費高騰分の一部を支援しようとするものであります。

次に、36ページをごらん願います。2項観光費の1目観光総務費の説明欄、貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金は、貸切りバス事業者に対して、燃料費高騰の影響を緩和し、旅客輸送の安全で安定した運行の維持を支援するため、車両1台当たり3万円を支給しようとするものであります。

二つ目、いわて教育旅行催行支援緊急対策費は、宿泊施設や貸切りバス事業者に対して、価格転嫁が困難な教育旅行の受け入れやバス運行を支援するため、貸切りバス運賃の単価改定による価格高騰分及び宿泊者1人泊当たり1,000円を支給しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その１）の 13 ページをごらん願います。当部関係の繰越明許費は、７款商工費の 9 億 1,904 万 3,000 円であり、年度内の事業完了が困難なため、翌年度に繰り越して執行しようとするものであります。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉秀幸委員 物価の高騰によりさまざまな価格が本当に高止まりしており、多くの業界に影響が出ていることは、これはもう共通認識であると思います。今回補正予算案に計上された県産酒米安定確保支援事業費補助についてですが、岩手県内には 21 の酒蔵がある中で、私も幾つかの酒造事業者と意見交換をしてきましたが、中間ぐらいの規模感のある酒蔵では、年間 1,600 万円ぐらいの仕入れをしているところ、酒造好適米の価格が 1.5 倍から 1.8 倍ぐらまで上がったことによって、仕入れ価格が年間で 1,000 万円近く上がってしまっているという、本当に深刻なお話をいただきました。

その上で一般の補正予算案が出てきたということで、酒造事業者からも非常にありがたいというお話もいただいております、まずそこは感謝申し上げますと思いますが、そもそこの補正予算案を計上するに当たり、県内の酒蔵からどんな課題があるという声を聞いたのか伺いたいと思います。

○田澤産業経済交流課総括課長 県におきましても、岩手県酒造組合と 4 月以降継続的に意見交換をさせていただき、現状ですとかそういったところの聞き取りを行ってきました。その中で一番お話をいただいたのが、やはり酒造好適米の急激な価格高騰でありまして、そういった状況を受け、県酒造組合と県内各酒蔵の御協力をいただき、酒造用原料米の価格高騰による影響を把握するために調査を実施いたしました。その結果、令和 7 年産の県産酒造好適米の平均取引価格が玄米 60 キログラム当たり 3 万 660 円と、令和 6 年産米と比較して 1 万 3,070 円の増、同じく加工用米も平均取引価格が玄米 60 キログラム当たり 2 万 2,000 円と、令和 6 年産と比較して 9,800 円の増となっております。

このような価格高騰を受け、酒造用原料米の合計購入数量の見込みもお伺いしたところ、令和 6 年産米が 3 万 4,000 俵余であったのに対し、令和 7 年産米の希望購入数量は 2 万 5,000 俵余と、前年から 9,000 俵余減少する見込みとなっております。

また、減少した米の割合が、酒造好適米は令和 6 年産と比較して 9.7%の減、加工用米は 48.3%減の見込みということで、今回緊急的な支援が必要と判断したところです。

○千葉秀幸委員 今回は酒造好適米への支援ということですから、主食用米を取り扱っているところは外れ、残念だという声も聞こえていますが、その上で、価格高騰分の一部補助について、具体的な内訳を示していただきたいと思います。

○田澤産業経済交流課総括課長 具体的な補助の内容でございますが、県内 21 の酒蔵を対象とし、県酒造組合を通じ全国農業協同組合連合会岩手県本部——ＪＡ全農いわてから買い入れる酒造好適米、それからそれぞれの酒蔵が地域の農業協同組合や農家から独自に

調達する酒造好適米の仕入れ価格高騰分の2分の1の額を支援するというのが基本的なスキームとなっております。

補助基準額は、県酒造組合とJA全農いわてとの契約額に係る令和7年産と令和6年産の差額ということで、酒造好適米は1俵当たり1万3,070円、加工用米は1俵当たり9,800円とし、その購入量に合わせて2分の1の額を支援する内容としております。

○千葉秀幸委員 御答弁にあったとおり、県酒造組合を通じて調達している酒蔵もあれば、徐々にふえてきているのが直接業者と取引をしている酒蔵で、そのほうが生産者にも、お互いにメリットがあるということですが、その辺の認識はいかがでしょうか。

○田澤産業経済交流課総括課長 今回の補助事業の制度設計に当たっては、先ほど申し上げたとおり、県酒造組合と意見交換をさせていただいておりますが、調達のルートは県酒造組合を通じている部分が大いわけですが、それとは別にそれぞれの酒蔵の御判断で、地元の農業協同組合や地元の農家とつながり、関係をつくって、そこから酒造好適米を確保しているところもありますので、そういった予定数量も含め、補正予算案へ計上しているものです。

○千葉秀幸委員 話は戻りますが、仕入れ価格が物すごく高騰したことで、融資を受けた酒蔵も非常に多いのです。その上で、県酒造組合の先立ちの方も、各金融機関に対し、酒造業者への融資の緩和だとか、融資を積極的に受け入れてもらえるようお願いに行ったと聞いております。そこは柔軟に対応するという御回答もいただいているようですが、本当に苦勞されて融資を受けたのだけれども、返済する額も高いですから、なかなか思うとおりに返済できていないという非常に苦しい影響もありますので、これはぜひ御認識いただきたいと思っております。

今回補正予算案が議会で可決された場合は、早めに現場の皆さんを支援していただきたいと思いますが、スケジュール感をお示しいただきたいと思っております。

○田澤産業経済交流課総括課長 詳細のスケジュールでございますが、まずは議会で可決いただくことが前提ですが、やはり早急に酒蔵を支援する、支援金をできるだけ早くお届けすることが重要と考えておりますので、県酒造組合とも連携し、それぞれの酒蔵に支援内容や申請の考え方などをできるだけ早期に周知するとともに、必要な規定の策定なども進め、早期に補助金交付申請の受付開始ができるよう取り組んでいきたいと考えており、できる限り3月までには全ての酒蔵に補助金の交付決定ができるよう努力したいと考えております。

○千葉秀幸委員 年度内ということで了解いたしました。

今回の補正予算案は、やはり御苦勞されている業界への支援が結構目立っておりますが、ただ、前回の商工建設委員会で軽石義則委員もお話をされましたが、熊被害とかも相まって、飲食業界、さらに飲食業界から仕入れる業者も本当に苦勞されております。打撃が大きいところを支援することも大切とは思いますが、一方で、秋田県ではないですが、やはり経済を回していくという根本的な支援も必要だと思います。今後、経済を回す

潤滑剤ではないですが、そういった支援策であったり、あるいは知事のメッセージであったりを絡めながら、岩手県の経済を回していかなければいけないと思いますが、そこに関して商工労働観光部長から御回答いただきたいと思います。

○箱石商工労働観光部長 現在、物価高騰が喫緊の課題でございますけれども、もう少し長い目で見れば、やはり今回の支援ではまだ行き届かない部分もいろいろとあるかと思っています。幅広い一番大きなセーフティネットというか、支援となると、やはり資金的な部分で県の融資制度が求められるということで、経営安定等の資金制度は準備しているところです。あわせて、経営相談なり伴走支援なりというところもしっかりと商工団体を通じて情報提供し、この厳しい企業の経営状況を支えていきたいと思っておりますし、今お話がありましたように、知事からのメッセージをはじめ、県内企業を元気にする取り組みを重ねて検討していきたいと考えております。

○千葉秀幸委員 これから予算を編成する中で、改めて知事のメッセージはすごく大事になってくると思いますし、何よりも経済を回すということ、国でも今お米券が話題となっていますが、実際にお米券として活用する自治体は非常に少ないようですけれども、ただそこに特化せずに、地元の状況に応じながら、使い勝手のいい柔軟な対応というところで、それぞれの方々が使いやすい循環を生んでいくことが大切だと思いますから、これからも幅広い視野で検討いただきたいと思います。

○ハクセル美穂子委員 私からは、2件お聞きします。

まず、運輸事業者運行支援緊急対策費について、車両1台当たり1万6,000円の補助ということで、トラック事業者の皆様からしてみれば、1台1万6,000円でどのぐらいの支援になるのかというのは、私も少し思うところではありますが、大体県内の事業者を平均してどれぐらいの支給枠になるのか、平均を伺いたいと思います。

○中村地域産業課長 今回の支援に当たりましては、今ハクセル美穂子委員がおっしゃいましたとおり、1台当たり1万6,000円の支援と考えております。

会社の数でいいますと、直近の前回では大体860社の申請がありましたが、1社当たり何台トラックを保有しているかは千差万別ですので、そこはなかなか計算しかねるのですが、大体860社、1万4,000台の規模で支援を行おうと考えているところです。

○ハクセル美穂子委員 1万4,000台分ということで、軽油価格も下がる見込みが出てきましたし、トラック業界の皆さんがこれまで一生懸命何とか自社で頑張ってきたところに重ねての支援になるので、少し息がつけるのかなと私も安心しております。多くの事業者にしっかりと活用していただけるよう、申請等々もよろしくお願いいたします。

次に、中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助について、価格転嫁や賃上げに取り組む中小企業者等を支援するための生産性の向上や設備投資ということで、これまでこういう内容の事業は結構あったと思っておりますが、新規の上限額が100万円、2分の1の上限額が100万円ということですが、具体的にどれぐらいの数の事業者に対して支援を想定しているのか、また、今現在必要とされるデジタル化や生産性向上の内容とはど

ういったものがあるのか、具体例がありましたら教えていただきたいと思います。

○菅原経営支援課総括課長 まず、中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助のデジタル活用枠における想定件数でございますけれども、補正予算案の積算段階では 30 件としており、補助上限額 1 件当たり 100 万円ということで、総額 3,000 万円を見込んでおります。

内容につきましては、主に業務効率化による人手不足の解消や生産性向上を目指すもので、例えば、出退勤管理におけるクラウド型勤怠労務管理システムの導入、あるいは在庫販売管理システムの導入により、小売業や飲食店などで在庫管理する販売データを連携させる事業など、そういった省力化や生産性の向上が想定されるところです。

○ハクセル美穂子委員 人手不足の解消にフォーカスしているのかと捉えておりました。最近も企業の倒産件数が毎日毎日新聞に出てくる状況で、県内の経済を回すのも本当に大事ですが、人手不足の解消とか生産性の向上だけではなく、やはり販路を拡大して売上げがきちんと上がる形というの、今からさらに力を入れていかなくてはいけないと私は思っております。人口減少が進んでいるので、その地域の売上げがこれから劇的に上がることはほぼ難しい状態ではないか。その地域で、新しい視点で新規事業を展開するとか、そういうことがあればあり得るかもしれませんが、同じ形態のままで、さらに価格転嫁もしながら売上げも上げるというのはほぼ無理筋というか、厳しい部分もあると思います。やはりそこからもう一步違うところに出ていくとか、新規事業を立ち上げるとか、さまざまな工夫をしていかなくてはいけない中ですので、人手不足の部分はクラウドサービスとかを活用する、またほかの部分もデジタル化により省力する、それによって販路を拡大するとか、そういうことから見えてくるものもあると思います。ぜひそういった支援にもつながるような形で事業を展開していただければありがたいと思っております。その点について、将来的にはどういう形で経営支援をしていくのかお聞きしたいと思います。

○菅原経営支援課総括課長 ハクセル美穂子委員からお話ございましたとおり、マーケットが縮小していく将来展望の中で売上げを拡大していくため、販路の拡大や、新サービスを開始することは重要な視点であり、このデジタル活用枠においても、例えばECサイトで販路を開拓するためのウェブ構築とか、そういったことも考えられます。

また、経営革新までいかなくても、今般国の経済対策で小規模事業者持続化補助金も拡充されるようですので、商工会などの商工指導団体の皆様と連携しながら、その事業者ごとに必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 ぜひ今まで以上にてこ入れしていただきたいと思います。中規模事業者もそうですが、地域の小さい事業者は、地域にとっても大切なのですが、中にはそこだけではなかなか生き残れない方もいらっしゃると思いますので、いろいろなところから売上げを押し上げて生き残っていけるような支援にも取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、いわて教育旅行催行支援緊急対策費について、これは私の理解が少しあれなの

かもしれませんが、貸切りバス事業者に対し、運賃の単価改定による価格高騰分について支給するというものですが、これは貸切りバスの運賃自体を上げて旅行者に請求するのか、それともバス事業者の段階では運賃を上げないよう旅行企画を組んだものに対しての支給か、そこがよくわからなかったので、教えていただければと思います。

○**畠山観光・プロモーション室長** ただいま御質問いただきました教育関係の事業でございますけれども、これは去年まで教育旅行に係る宿泊施設に対してのみ、1人泊当たり1,000円分の支援だったのですが、やはり貸切りバスもなかなか厳しいという要望を公益財団法人岩手県観光協会からいただき、いろいろな声を集めることができましたので、今回は拡充して御支援したいと考えているものです。

貸切りバスの支援に関しましては、二つの要素がございます。まず、貸切りバスの運行運賃は、国土交通省が定める公示の運賃額により下限額が決められていますが、今般11月にこれが改定され、運賃が引き上げられたこと、また、1泊2日コース、2泊3日コース、3泊4日コースで大体どれぐらい走るのか、またガイド料も入れて借上げバスにどれぐらい費用がかかるのかを算定し、1泊2日で3万円、2泊3日で4万円、3泊5日で5万円という単価が算出されたことから、それを支援したいという事業です。

○**ハクセル美穂子委員** この事業自体に、支援しないほうがいいのか、そういうのはないのですが、支援の仕方として今後考えていただきたいのは、宿泊事業者や貸切りバス事業者の段階で価格を下げるのではなく、しっかりと今の適正価格で、価格が転嫁された額で販売した上で、その価格では厳しいという旅行者のほうを支援する、バス事業者等の価格はいつも適正価格で請求するほうがいいのかということ、この事業を見ていて思いました。

今価格転嫁はなかなかできないので、バス事業者等の段階で価格を下げてしまい、旅行者にいつまでもその金額というイメージで捉えられるよりは、しっかりと宿泊事業者もバス事業者も適正価格を提示した上で、それでは高いという旅行者を支援するほうが、これから賃金が上がり、教育旅行自体の価格も上がる経済状況になったとき、バス事業者にも宿泊事業者にも適正な価格でお金が落ちる、そういう仕組みになればいいなという思いがありましたので、今回質問させていただきました。

今回の運賃改定をバス事業者が価格転嫁できない分というのもそのとおりだと思うのですが、今後のことを考えると、やはり価格はきちんと上げて、いろいろなところで借上げバスはこういう値段、宿泊料金もこういう値段というようにして、事業者が赤字分を、自腹を切って補う形にならない支援策をぜひ考えていただけたらと思っただけで、今後考えていただけたらと思います。

○**柳村一委員長** 答弁は。

○**ハクセル美穂子委員** 答弁、ではお願いします。

○**畠山観光・プロモーション室長** ただいまは貴重な御意見をいただきありがとうございます。おっしゃるとおり、やはり適正価格で事が進んでいくことが一番皆さんにとって

うれしいことですので、そういうところを目指していきたいと思います。一方で、教育旅行という分野の事業はなかなか難しいところがありまして、学校が学校行事として旅行を組む時点の価格と、実際に旅行する日までの間に値段が上がった場合、御家庭の皆さんに負担がってしまうという、ほかと少し価格転嫁の性質が違うところがありましたので、いただいた御意見も加味しながら、これから考えていきたいと思います。

○田中辰也委員 先ほど千葉秀幸委員から酒造好適米について質疑があり、私も一般質問で取り上げさせていただきましたけれども、実際に今仕込みが始まっている中で、ある業者にとっては、仕入れ価格が高くてもう醸造量を減らさざるを得ない状況にもなっていますので、できるだけ早めの対応をお願いしたいと思います。

また、熊被害による飲食店の売上げ減少についても同じく質疑がありました。先般の商工建設委員会では、軽石義則委員からも質疑がありましたが、その後、飲食店の状況等について調査はされたのか、まず伺いたいと思います。

○齋藤企画課長 商工指導団体が毎月調査しているものがあり、その最新版を見ますと、やはり熊被害のほか、インフルエンザの流行などにより、飲食店をはじめ小売業などで来客者数や売上げ減少などの影響が見られると伺っております。

○田中辰也委員 県としても、今飲食店が困っている状況を理解しているということによってよろしいのでしょうか。

○齋藤企画課長 新聞報道もありますので、先ほど申し上げました熊被害やインフルエンザの流行などにより、飲食業に影響が出ている状況は把握しております。

○田中辰也委員 それであれば、なおさら何らかの対策が必要ではないかと思います。やはり消費喚起なりしながらやっていかないと効果は出てこないと思いますし、飲食業の団体はなかなかまとまった団体名のようがないので、全体を取りまとめてこうだという要望活動もなかなか通りにくく、声がなかなか届きにくい団体ではないかと思います。直接店舗に対しての支援はなかなか難しいとは思いますが、今もう秋田県では需要や消費喚起等の刺激策にしっかりと取り組んでいます。隣の県ではやっているのです。でも岩手県では、県がそれを把握しているのかもまだ県内の事業者には伝わっていない状況ですので、先ほど商工労働観光部長から御答弁がありましたが、県でも状況は理解していて、これから何らかのアクションを取るとしっかり周知していかないといけないと思います。

今市町村にも経済対策に係る補助金等の交付決定が来ていますし、市町村の対応もある程度はあると思いますが、県としてもしっかり考えていかないといけないのではないのでしょうか。そういうなかなか声の届かない団体への支援についてどう取り組んでいくのか、重ねてにはなりますが、商工労働観光部長からお伺いします。

○箱石商工労働観光部長 熊被害を含め、飲食関係の需要というか、来客数や売上げの減少は、一般論としてばふっと聞こえてくる場所ですが、どれだけ精緻に把握できるかという課題があり、個別のお店ごとの状況となるとまだしっかり把握できていないのが正直なところです。

今田中辰也委員がおっしゃったように、個別にまではなかなかまだ制度的に難しいかと思いますが、やはり何らかのメッセージを出して、皆さんが外に出ていくような、そして岩手県産品の消費を誘導するようなPRや情報発信という面で、まずは一つ考えていきたいと思います。

その上で、すぐということではありませんけれども、個別の支援策というスキームができるのかどうかも、あわせて勉強していきたいと考えます。

○軽石義則委員 それでは、中小企業者等物価高騰・価格転嫁支援事業費補助及び中小企業者等経営改善支援事業費補助について伺います。本会議場でも質疑されておりましたが、新規の事業ということで、専門家を派遣するという説明がありました。これまでもこの物価高騰や価格転嫁、経営改善についてはずっと取り組んできていると思うのですが、今回新規事業として提案した理由、これは今まで専門家を派遣しての支援は行ってこなかったということなのか、加えてこの専門家とは何を指しているのか、専門家の皆さんに係る経費は何を根拠としてどのように算出されているのか教えてください。

○菅原経営支援課総括課長 まず、軽石義則委員から御質問がありました1点目でございます。これまでも物価高騰や価格転嫁、経営改善等に関しては取り組んでいるところでして、特に価格転嫁は、国のさまざまな事業があり、集合型のセミナーであるとか、交渉力強化などに関する研究をしてきたところです。

また、経営の改善に当たりましては、今年度も中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助を活用して支援を行ってきたところですが、私どもの事業者調査の結果でも、やはり価格転嫁を引き続き経営課題とする事業者が非常に多いことから、より一層支援を推進するため、個別企業ごとにその価格転嫁をどういうポイントで進めるか、集合形式ではなく個別に取り組めるようにということで新規事業として立ち上げた次第です。

また、中小企業者等経営改善支援事業費補助につきましては、現在、その中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助が、既に予算額を使い切った状態となっている一方、先ほどハクセル美穂子委員からもお話がありましたが、倒産件数は前年度から増で推移している状況もありますので、今般新規として専門家の派遣事業を想定したところです。

それぞれ専門家の種類でございますけれども、中小企業診断士や税理士等の経営に関わる専門家を想定しております。

件数につきましては、これまで中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助で専門家を派遣しており、令和6年度の実績を基に相談件数等を算定し、想定値は価格転嫁の専門家派遣が550回、経営改善が50件となっております。

○軽石義則委員 これまでも実施してきた継続の流れということですが、どういう事業主が今まで活用してきたのでしょうか。また、今回、さらにどのような事業に活用の幅が広がっていくと想定されているのですか。

○菅原経営支援課総括課長 今まで支援をしてきました中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助に関しては、基本的には経営状況にかかわらず支援しておりましたが、

特に小規模事業者はやはり倒産リスクが高いという民間調査会社の調査結果もありますので、今般の中小企業者等経営改善支援事業費補助では、売上げが1億円未満という小規模事業者を対象として組立てたいと考えております。

○**軽石義則委員** 小規模事業者はまさにその支援を必要としていると思います。そういう意味では、この広い岩手県で全体を網羅し、同じ支援ができるのかという疑問も少し感じますけれども、今までも取り組んできたが、まだそういう制度を認識すらされていない、伝わっていないという表現がいいのか、そういうこともあると思います。これまでどのように県内の事業者の皆さんに周知してきたのか、さらにこの新しい事業を今後どのように周知していくのか教えてください。

○**菅原経営支援課総括課長** これまでの事業の周知に関しましては、ふだんから中小企業者や小規模事業者の伴走支援に当たっておられます商工指導団体の皆様、国で設置しております中小企業活性化協議会等を中心に、また私どもも商工団体や金融機関等と幅広く情報共有する場を設けておりますので、こういったところで関係機関に周知してまいりました。

今回の新規事業が幅広く行き渡るのかという点に関しましては、もともと本年度の中小企業事業再生・再チャレンジ事業費補助も想定件数が10件のところを5倍の50件にするほか、その中で沿岸12市町村に適用する枠を設置して運用するつもりとしております。こういった形で、県全域に事業者支援を広げていきたいと考えています。

○**軽石義則委員** 本来、窓口で相談すれば支援を受けられるところ、商工団体に加盟していないと活用要件に満たないのではないかと自分たちで判断してしまい、そこにたどり着けない人たちもいるというように、私も周りから聞いて実感しております。そういう方々へも、会員のみならず県内の事業者であれば活用できることをしっかり周知していただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

次に、水産加工業原材料調達円滑化対策事業費についてです。安定的な原材料調達を支援するということで、当然海の状況もあって、水産加工業の皆さんが大変だというのは承知しているつもりですが、この事業を新しく立ち上げるに当たりいろいろな現場の声をお聞きしたと思います。まず、これまではどのように支援してきたのか、また今回新規の事業とした理由等についてお示ください。

○**田澤産業経済交流課総括課長** 水産加工業者の状況の認識についてですけれども、厳しい厳しいということはこれまでも言われてきたわけですが、今回はまずいろいろなデータを踏まえて検討してまいりました。

一つは、国が実施する水産加工業者における東日本大震災津波からの復興状況アンケート、これは令和6年12月から令和7年7月の間に実施されたものですが、この中で、売上げの回復状況が80%未満の事業者が、本県の事業者全体の60%となっており、特に規模の小さい事業者の回復が遅れていると分析されております。その要因としては、原材料の不足が56%、販路の不足や喪失が35%、人材不足が34%となっており、原材料の確保

等々に大きな課題があることが明らかになっております。

私どもも事業者訪問などに伺っておりますと、やはり原材料価格の高騰もありますが、何とか原材料を調達しなければいけない中で、調達先を県外あるいは国内に変更するケースもあるようでして、その新たな調達先の確保に係る運送費や資材費もやはり高騰しているといった声を聞いております。

水産加工業は、沿岸地域の主力産業であり、これまでも販路の開拓や新商品の開発は、既存の事業などでいろいろと御支援させていただいてきておりますが、そういった業種の価格高騰に加え、二重三重の課題に直面していることがまた明らかになり、やはり原材料の確保についても、もう一段踏み込んで支援しなければいけないと考え、今回補正予算案へ計上させていただいたところです。

○**軽石義則委員** 大事なところだと思いますし、かなり期待されていると思います。

この補正予算案の算出根拠はどうなっているのでしょうか。

○**田澤産業経済交流課総括課長** まず、対象となる事業者については、県内に本社がある水産加工事業者と考えており、国の経済構造実態調査などの数字を基に、対象となる事業者数を116事業者程度と見込んでおります。事業内容としましては、令和5年度または令和6年度の仕入れに要した経費と、令和7年度の仕入れに要した経費を比較し、原材料価格の増額分ですとか、原材料の調達先変更に係る経費の増額分を支援の対象としたいと考えており、補助率は2分の1の額、上限額を100万円と考えております。

○**軽石義則委員** ぜひ広く皆さんが活用できるようにしっかりと周知させていただいて、さらに丁寧に対応していただくことをお願いして終わります。

○**柳村一委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。

議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費、第2条第2表繰越明許費補正中、第8款土木費、第3条

第3表債務負担行為補正中、1追加中2、2変更中2、議案第6号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて及び議案第7号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて、以上3件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤副部長兼県土整備企画室長 それでは、初めに議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第5号）中、県土整備部関係の予算について説明いたします。

議案（その1）の9ページをごらんください。当部関係の補正予算は、国の補正予算に対応し、防災・減災、国土強靱化の取り組みについて、早期の事業効果発現を図ろうとするものであり、表中の8款土木費について195億9,691万3,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により説明いたします。なお、金額の読み上げを省略し、説明欄の主な内容の説明となりますことを御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の37ページをごらんください。第8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費の道路環境改善事業費は、道路防災対策や橋梁の長寿命化対策等に要する経費について、その下、3目道路橋りょう新設改良費のうち、説明欄1行目の地域連携道路整備事業費は、緊急輸送道路や物流の基盤となる道路等の整備に要する経費についてそれぞれ増額しようとするものであります。

38ページにまいりまして、3項河川海岸費、2目河川改良費のうち、説明欄1行目の基幹河川改修事業費は大規模な河川改修等に要する経費について、説明欄2行目の総合流域防災事業費は河川改修を実施するとともに、防災情報の充実強化のための情報基盤の整備等に要する経費についてそれぞれ増額しようとするものであります。

続いて、3目砂防費の砂防事業費は、砂防堰堤等の整備に要する経費について増額しようとするものであります。

39ページにまいりまして、6目河川総合開発費のうち、説明欄1行目の堰堤改良事業費は、ダム整備の改良等に要する経費について増額しようとするものであります。

続きまして、繰越明許費についてであります。恐れ入りますが、議案（その1）にお戻りいただきまして、10ページをごらんください。第2表繰越明許費補正のうち、当部関係の事業は14ページにまいりまして、8款土木費、2項道路橋りょう費、道路橋りょう事務から、15ページ、5項都市計画費、都市計画道路整備事業までの21事業176億2,648万7,000円ありますが、これらは国の補正予算の対応分であり、翌年度に繰り越して執行するため、今回の補正予算において繰越明許費を定めようとするものであります。

続きまして、債務負担行為についてであります。16ページをごらんください。第3表債務負担行為補正のうち、当部関係の追加は2空港整備事業の1件であり、工期が翌年

度以降にわたるものについて、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

17 ページにまいりまして、2 変更のうち、2 砂防事業については、事業費の変更に伴い、限度額を変更しようとするものであります。

次に、負担議案 2 件について説明いたします。少し飛んで 32 ページをごらんください。議案第 6 号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは急傾斜地崩壊対策事業及び総合流域防災事業（急傾斜地）のそれぞれについて、土木関係の建設事業に要する経費の額の変更等に伴い、受益市の負担金の額を変更しようとするものであります。

続いて、34 ページをごらんください。議案第 7 号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは急傾斜地崩壊対策事業及び総合流域防災事業（急傾斜地）の土木関係の建設事業に要する経費の一部について受益市、町に負担させようとするものであります。

説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 地域連携道路整備事業費について、緊急輸送道路や物流基盤となる道路等の整備に要する費用を補正するわけですが、冬の積雪も、台風も過ぎましたけれども、また来るかもしれません。県管理道路の樹木等に係る緊急の事前伐採などについては、最近動きがあったと認識していますが、この事業にはそういうものも含めているのか、それはまた別の対策なのかお聞きします。

○高瀬道路建設課総括課長 地域連携道路整備事業費につきましては、緊急の伐採等に係る費目ではないということで、基本的には道路のネットワーク整備や改築事業という内容となっております。

○軽石義則委員 道路そのものを直すほうだということですが、周辺環境整備という点でいけば、関係事業者とも協定を結んだようですので、県管理道路の敷地内にある樹木等の事前伐採も含めてこれからは考えていくべきではないかと思うのですが、どうですか。

○澤田道路環境課総括課長 県管理道路の樹木等に係る緊急的な伐採につきましては、連携して伐採を進めれば効率的だということで、先日東北電力株式会社と協定を結ばせていただきましたが、今回の道路環境改善事業費は、道路防災対策や橋梁長寿命化対策等に係る経費として計上しているものです。

○軽石義則委員 いざ災害が発生した時に、道路が啓開されていないと電気もつけられない、電気のみならず通信も同じだと思うのです。民間の所有地であればいろいろと時間がかかることもありますが、県の敷地内であれば、それは道路環境の維持という意味ではつながっておりますし、事前にそういう危険箇所を回避することも連携して考えるべきだと思いますので、引き続き検討をお願いしたいと思います。

次に、総合流域防災事業費について、河川改修の実施、それから防災情報の充実強化の

ための情報基盤整備とありますが、具体的にどのような内容なのでしょうか。

○佐々木技術参事兼河川課総括課長 こちらにつきましては、浸水想定区域図等を作成し整備するものです。

○軽石義則委員 それは河川改修の部分かと思いますが、情報基盤整備のほうはどのような内容でしょうか。

○佐々木技術参事兼河川課総括課長 失礼いたしました。こちらにつきましては、雨量等の予測システムを整備するものです。

○軽石義則委員 それは、今までのシステムでは不足があつて、新しくこの基盤を整備しなければ、防災情報の充実化ができない状況にあることから実施する事業ですか。

○佐々木技術参事兼河川課総括課長 こちらにつきましては、随時、水位周知河川とかを整備してきており、そのデータを更新する必要がありますので、それを取り込むシステムの整備更新となっております。

○軽石義則委員 そのシステムを更新するための整備にはどのぐらいの予算がかかるのですか。幾らぐらいを想定しているのか、この総額ではわからないので。また、どういう根拠で算出しているのですか。

○佐々木技術参事兼河川課総括課長 済みません、大体なのですが、5億円くらいかと思います。

○軽石義則委員 そのぐらいのシステムを整備するには結構なお金がかかりますが、それは、情報発信により県民の安心安全を守ることですから、大事だと思います。もう少しわかりやすく示してもらったほうが。私はそんなに難しい答えではないと思い、単純に聞いたつもりでした。そういうシステムがあることによって、県民の安全安心が守られる、さらに、今は例えば台風も衛星により予測まで含めて感知できるシステムがありますので、そういうものも含めてぜひ採用してほしいですし、県民の皆さんにこういう防災情報をもう少しきちんと提供する仕組みを県としても持っているといいのではないかと思います。また、市町村独自にそういうシステムを組むことができないとすれば、市町村もこのシステムを活用して、一緒に危険回避並びに災害防止、防災対策へつないでいくことが大事だと思うのですが、そういう意味も込めての今回の整備でしょうか。

○佐々木技術参事兼河川課総括課長 近年の気候変動を踏まえますと、激甚化、頻発化しているということで、ハード整備は加速させておりますが、それだけではやはり担えない部分もありますので、リスク情報等をきちんと住民に周知するため、このシステム等を整備し避難の効率が上がるよう対応していくというものです。

○軽石義則委員 今までやっていないからできないではなく、どんどん技術開発も進んでおりますし、衛星とかを活用したやり方もいろいろありますので、今後はそういうものも含めて取り入れていただければと思います。

せっかく河川改修を実施するので伺いますが、これは国の部分もあるのですけれども、熊被害対策には河川改修が大事だということで、先ほどの本会議では、環境生活部からこ

れから国と調整するという答弁がありましたが、熊そのものが待ってくれるわけではないし、経済にもかなり大きな損害や被害が出ている、ましてや実際に人的被害も発生している段階ですから、やはりこの県土整備部の事業の中でも、熊対策も含めて河川改修していくべきではないかと思うのですが、その部分は含まれているのですか。

○佐々木技術参事兼河川課総括課長 熊被害対策というお話ですが、今県土整備部においては、熊に特化した補正予算案への計上はしておりません。あくまでも私たちが行っておりますのは、河川管理者として、河川管理上、治水上に支障があるものということで、支障樹木の伐採につきましては、近年、洪水による家屋の浸水とかが集中している箇所において、河道掘削等をあわせた立木伐採を進めているところです。

その観点で、河道掘削に係る補正予算案につきましては、この基幹河川改修に組み替えて補正計上しているところであり、今回7億700万円の補正予算案を計上し、そちらで熊の出没防止にも資する対策を行っていくこととしております。

○軽石義則委員 ぜひその進め方をしていただきたいですし、熊の目撃情報から、大体どの河川が早期に対策しなければならないかという優先順位も出せると思います。そういう目に見える対策を取ることによって、県民の皆さんも安心できるし、熊被害の対策も取れると思いますので、環境生活部だけではなく、それぞれのできるところで連携して対策を取っていくのが大事だという思いでお聞きしました。引き続きよろしく願いして、終わります。

○ハクセル美穂子委員 私からは、全体の補正予算案が195億円、そのうち繰越明許費が170億円ということで、大体20億円は今年度中に入札や契約に進んでいくのだと思いますが、今年度中は委託事業とか、できるところまでを進めていくのかを確認したいのが1点と、あとは今回の補正予算案に計上された195億円分の工事は、来年度どのぐらいの期間で進める予定なのかをお聞きしたいと思います。道路の部分でいいので、お願いします。

○石川企画課長 県土整備部長の答弁にもございましたけれども、まず、3月までには5割、6割まで発注していくわけですが、昨年度の実績を見ますと、10月末頃までには99%の執行率に達する見込みであり、少しでもこれを迅速化できるよう工事の発注に努めてまいります。

○ハクセル美穂子委員 10月までに99%の執行率ということで、おそらく県内業者の皆さんも頑張るぞという意気込みで、この補正予算案の行く末を注視していらっしゃるのではと思います。私が不勉強なところもあるのですが、この補正予算案の大まかなところで、業者の格付でA級、B級、C級がありますが、地元業者にどれぐらいの割合で仕事が行くかというのはわかるものなのですか。

○久保田建設技術振興課総括課長 今ハクセル美穂子委員から、県内業者の格付ごとに、どのぐらいの割合で工事が発注されるかというお話がありました。今回の補正予算案が可決された後、予算を各発注担当課等へ配分し、その配分状況を見て、それぞれの箇所

で幾らぐらいの工事ができるか、どこまで進められるか、何箇所できるかというのを積算しまして、その出た金額に応じて、A級、B級という形になると思います。

また、全てA級とはならないので、やはりB級とかC級にも、全体を配慮した形で、各発注担当課等がそれぞれの等級に振り分けていく形となりますので、まずは今回の補正予算案をもって積算した上で判断していくと思います。

○ハクセル美穂子委員 済みません。わかりづらい質問をしてしまい、おわびします。

県内業者の皆さんには農林水産系の事業でもすごく御尽力いただいている、高病原性鳥インフルエンザウイルス被害への対応でも頑張ってもらっています。急な災害が発生したときに、本当に重要な業種の皆さんだということを、毎年いろいろな災害があるたびに、私たちも改めて感じる場所ですので、満遍なくというわけにはいかないのですが、皆さんがきちんと営業活動もしつつ、事業がしっかりできるような形で御配慮いただければありがたいということをお願いして終わります。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。